

◆ ◆ ◆ ヘッドライン ◆ ◆ ◆

○ 法律・法規等

1. 「技術輸出入条例」公布（新華社通信 12 月 18 日）
2. 国家知識産権局と北京市政府、オリンピック知的財産権保護法規の制定で提携（中国知識産権報 11 月 30 日）
3. 国務院、国家知識産権局の行政再審決定に対し初の裁決（中国知識産権報 12 月 13 日）
4. 国家知識産権局、一部の発明特許の保護期間延長（中国知識産権報 12 月 13 日）
5. 威海市、「ハイテク産業発展の奨励補助に関する若干意見」を公布（中国知識産権報 11 月 28 日）

○ ニセモノ問題

1. 浙江省、黒龍江省、山東省の工商部門、トヨタのニセ自動車部品を摘発（商標通迅 2001 年 8 月）
2. 北京海賊版防止委員会、海賊版の CD や辞書の取締りを強化（中国知識産権報 11 月 30 日）
3. 第 3 四半期の全国ニセモノ製造販売案件の処理状況公表（人民日報 11 月 27 日）
4. 北京市工商部門、著名ブランド模倣行為を調査（人民日報 12 月 2 日）
5. 全国で 1800 万枚の海賊版 CD を廃棄（法制日報 12 月 3 日）
6. 広東省の長期的なニセモノ取締り体制で顕著な成果（法制日報 11 月 25 日）
7. 無断 VCD の複製で南京の録音・録画製品出版会社 2 社に賠償判決（法制日報 12 月 10 日）
8. アジア・太平洋地域、昨年の海賊版による損害額 41 億米ドルに（中国知識産権報 12 月 13 日）
9. 浙江省でニセ CASIO 腕時計の取締り（中国知識産権報 12 月 13 日）
10. 100 日間のニセモノ取締り活動で著しい成果（中国質量報 12 月 12 日）
11. 石家荘で特許模倣行為の取締りを奨励（中国知識産権報 12 月 11 日）
12. 「傍名牌」も商標侵害（法制日報 12 月 1 日）
13. 「中国科学院」の名義を商品上に盗用（中国質量報 11 月 19 日）
14. ニセモノ製造販売者、取材記者に暴行（中国質量報 12 月 10 日）

○ 中国行政・司法関連

1. 北京市高級人民法院、涉外ドメインネーム紛争案 6 件の二審判決（電子知識産権 2001 年 12 月）
2. 北京第二中級人民法院、ドメインネーム紛争案 11 件を審理（電子知識産権 2001 年 12 月）
3. AOL 社、ドメインネーム紛争案を法院に提訴（電子知識産権 2001 年 12 月）
4. 三菱電機、二つの案件で 4000 万元余りの賠償金を勝ち取る（中国知識産権報 12 月 13 日）

5. 北京第一中級人民法院、意匠権の無効に関わる行政裁判を初めて受理（電子知識産権 2001 年 12 月）
6. 「千禧龍」商標紛争案で日本オリンパス社敗訴（中国質量報 12 月 5 日）
7. モンゴルの法院、初めて植物品種に関わる侵害紛争を審理（中国知識産権報 12 月 3 日）
8. 侵害行為停止命令よりも和解を」上海第二中級法院の研究報告（中国知識産権報 12 月 17 日）
9. 訴訟前の差止め命令により権利侵害行為を停止（法制日報 12 月 3 日）

○ その他 IPR 関連

1. 中国初の 3D 商標の登録が出願される（法制日報 12 月 4 日）
2. 対外貿易経済協力部、WTO 加盟後の知的財産権の重視を強調（中国知識産権報 12 月 3 日）
3. 石家庄、百萬元の基金を設立し特許出願を奨励（中国知識産権報 12 月 11 日）
4. 北京海賊版の被害、学生の手で抑止（中国知識産権報 12 月 6 日）
5. 商標登録出願件数、中国昨年に続き世界のトップに（中国知識産権報 12 月 13 日）
6. 日中企業の知的財産権管理に関するシンポジウム、昆明で開催（中国知識産権報 12 月 19 日）

○ JETRO からのお知らせ

1. 中国政府に対する模倣品取締り要請書の提出について
2. JETRO 中国日系企業模倣被害アンケート調査の結果まとまる
3. 在中国日本商工会議所 IPG / 1 月会合

法律・法規等

★★★ 1. 「技術輸出入条例」公布 ★★★

12 月 10 日、国務院は「中華人民共和国技術輸出入管理条例」を公布した。この条例は 2002 年 1 月 1 日より施行する。技術の輸出入とは、貿易、投資または経済技術合作方式を通じて、国外から中国国内に、又は中国国内から国外に、技術を移転する行為を指し、方式としては特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許実施許諾、ノウハウの譲渡、技術サービスの譲渡などが含まれる。中国は技術輸出入に対し統一的な管理を行う。輸出入禁止類の技術については輸出入を行ってはならず、制限類の技術については許可証による管理を行い、自由類の技術については登録（届け出）により管理を行う。対外貿易経済合作部が技術輸出入の管理につき責を負う。対外貿易経済合作部は関係部門と共同で輸出及び輸入の禁止類、制限類の技術目録をそれぞれ制定・調整し、公布する。同条例はまた、管理規定に違反した場合の法律責任について定めている。旧技術導入契約管理条例及びその実施細則は同時に廃止される。（新華社通信 12 月 18 日）

※去る 12 月 21 日、全文日本語仮訳を号外としてお届けしました。

★★★ 2. 国家知識産権局と北京市政府、オリンピック知的財産権保護法規の制定で提携

★★★

政府の承諾を履行し、オリンピックに関連する知的財産権の侵害行為取締りに法的根拠を提供するため、北京市政府は「北京市オリンピック知的財産権保護規定」を制定した。しかし、オリンピック知的財産権の保護問題は全国に及ぶため、全国統一的な法令を定める必要もある。国務院の認可を経て、国家知識産権局と北京市政府はオリンピック知的財産権保護法令の制定にすでに着手している。（中国知識産権報 11月30日）

★★★3. 国務院、国家知識産権局の行政再審決定に対し初の裁決★★★

国家知識産権局は11月14日、国務院より同局第527号行政再審決定を支持する国復（2001）1号の行政裁決を受領した。当該裁決は、行政再審法の公布後、国家知識産権局の行政再審決定に不服のあった当事者が、国務院に対し行政裁決手続きによる決定を要求した初めての行政再審案件であり、国務院が2001年正式に「中華人民共和国行政再審専用印章」を導入した後の初めての行政裁決である。当該当事者は、国家知識産権局の第43号公告における特許料の年度区分及び特許法の関連規定に対し異議を申し立てたが、それに対して行われた国家知識産権局第527号の再審決定に不服があり、国務院に行政裁決を申し立てたものである。国務院はこれに対し、知的財産権局の審査ガイドライン等の規章内容の有効性を確認した上で、上述の裁決を下したものである。（中国知識産権報 12月13日）

★★★4. 国家知識産権局、一部の発明特許の保護期間延長★★★

2001年12月10日、国家知識産権局は公告を發布し、一部の発明特許権の保護期間延長につき規定を行った。この公告により、1992年12月31日前（当日含む、以下も同じ）に中国特許局（旧）に出願を申請し、2001年12月11日の時点で依然として有効な発明特許について、その権利保護期間が出願日から20年後までに延長された。特許権者は現行の特許法実施細則の規定に従って特許料を納付する。特許権者の特許証書は更新の必要はなく、元の特許証書が引き続き有効となる。（中国知識産権報 12月13日）

★★★5. 威海市、「ハイテク産業発展の奨励補助に関する若干意見」を公布★★★

最近、威海市は「ハイテク産業発展の奨励補助に関する若干意見」を公布した。この「意見」により、認定を受けた知的財産権を含むハイテク成果物の移転プロジェクト又は製品の生産経営につき、認定された日から5年後までの企業の納付した営業税、所得税及び増値税の地方歳入部分に対し、同レベル財政部門より翌年の6月末までに相当額の補助金が与えられる。またその後3年間も、同レベル財政部門により国の定めた税率により、納税額の半額に相当する補助金が支給される。また、同市の法人或いは個人が国内外の発明特許出願やソフトウェアの著作権登録を申請した場合、国家関連部門がこれを受理した後、市政府により申請料の60%、維持費の半額が補助される。（中国知識産権報 11月28日）

ニセモノ問題

★★★1. 浙江省、黒龍江省、山東省の工商部門、トヨタのニセ自動車部品を摘発★★★

国家工商総局商標局は6月末から7月中旬まで、浙江省、黒龍江省及び山東省工商局と

提携し、ニセモノの“豊田”、“TOYOTA”の商標を付した自動車部品を大量に押収した。商標局は杭州にて大規模な“豊田”自動車部品の販売店 16ヶ所の立入り検査を行い、市場価値は 5 万元以上に相当するニセ“豊田”自動車部品 950 点を押収した。また商標局はハルビンにて自動車部品の販売店 15ヶ所への立入り検査を行い、60 万元以上に相当するニセモノの“豊田”自動車部品 17 種、1200 点を押収した。山東省工商局も、20 万元相当の自動車部品 21 種、2576 点を押収した。(商標通迅 2001 年 8 月)

★★★2. 北京海賊版防止委員会、海賊版の CD や辞書の取締りを強化★★★

北京市海賊版防止工作委員会(反盜版連盟)は、北京における海賊版取締りの専門機関として設立された。同委員会が 11 月末までに押収した海賊版出版物はのべ 12 万冊、録音・録画製品は 12 万枚となった。同委員会は、設立後の最初の 1 年間、まず海賊版の「金庸作品集」、「走遍美国」、「新華字典」等の大規模な案件を受理し、著作権者の合法的權益の保護に努めた。今後は各地の海賊版の取締り機関との連絡を強化するとともに、異なる部門の担当者間の協力を強化し、共同で海賊版を取り締まる方針である。(中国知識産権報 11 月 30 日)

★★★3. 第 3 四半期の全国ニセモノ製造販売案件の処理状況公表★★★

模倣品・粗悪品製造販売行為は、依然として全国で猛威を振るっている。国家工商行政管理総局の統計資料によると、2001 年の第 3 四半期において、全国のニセモノ製造・販売案件はのべ 39,645 件で、昨年同期に比べ 87.14%も増加し、かかる金額は 44,782.32 万元となった。最近の違法行為の特徴として、案件の及ぶ金額が非常に高額で、性質も悪質であり、また不法行為者が暴力をもって法律執行を妨害する状況が見られるようになったことである。最近になって、ニセモノ製造・販売者が暴力により案件の調査を妨害する事件が度々発生している。(人民日報 11 月 27 日)

★★★4. 北京市工商部門、著名ブランド模倣行為を調査★★★

12 月 1 日、修正後の中華人民共和國商標法が施行された。北京市工商局商標処と海淀分局商標科の工商行政管理人員は、それぞれ北京硅谷コンピューター販売店、中関村中海電子市場及び北太平荘の卸売市場で“HP”、“キャノン”、“EPSON”、“アディダス”、“Nike”等の有名ブランドのニセモノ及びオリンピックのロゴの入った旅行用カバンを大量に押収し、これらのブランド商標模倣行為を厳重に処罰した。新商標法の規定により、商品が権利侵害商品であることを知っていたか否かを問わず、登録商標専用権を侵害する商品の販売行為は権利侵害を構成することとされる。新商標法では模倣品・粗悪品の製造・販売に対する処罰が強化されており、権利侵害商品の販売行為も厳重に処罰される。(人民日報 12 月 2 日)

★★★5. 全国で 1800 万枚の海賊版 CD を廃棄処分★★★

12 月 2 日、チベット以外の 30 の省、自治区、直轄市に設立される 200ヶ所以上の廃棄処理場において、1829 万枚(箱)の不法録音・録画製品が廃棄処分された。北京の処理場においても 100 万枚(箱)以上の海賊版が処分された。(法制日報 12 月 3 日)

★★★6. 広東省の長期的なニセモノ取締り体制で顕著な成果★★★

広東省では質量技術監督部門は、ニセモノ取締り部門の協調の下、酒類、煙草、農業、薬品監督、公安、紀律検査、会計検査等の関係部門と提携し、省、市、県 3 クラスによる法律執行検査システムを設立している。この三年間で、のべ三千件以上の案件が処理され、かかる金額は 5 億元以上となった。（法制日報 11 月 25 日）

★★★7. 無断 VCD の複製で南京の録音・録画製品出版会社 2 社に賠償判決★★★

先日上海第二中級人民法院は、南京の録音・録画・出版に携わる企業が無断で他者の「児童ピアノ初歩テキスト」の VCD 及び楽譜を出版した侵害案につき、一審判決を下し、被告である南京先恒音像有限公司、南京音像出版社に対し、2000 年 8 月 22 日以前に共同で製造した「ピアノテキスト」の VCD 及び楽譜の発行を停止し、在庫にある権利侵害製品を廃棄し、上海文芸出版総社に対して公開謝罪を行い、かつ経済損失 6 万元を賠償するよう命じた。また、他の被告の上海音楽図書公司に対し、上述の権利侵害製品の販売を停止するよう命じた。（法制日報 12 月 10 日）

★★★8. アジア・太平洋地域、昨年 の海賊版による損害額 41 億米ドルに★★★

昨年 のアジア太平洋地域における海賊版による被害額は、全世界の 35% に当たる年間 41 億米ドルとなり、最も深刻なものとなった。アジア太平洋の多くの地域では海賊版の全体に占める割合が極めて高くなっており、1999 年から 2000 年にかけて、日本で海賊版製品が全体に占める割合は 37%、19% の増加となり、韓国でも 12% の増加により 57% を占めるまでとなった。経済損失額で計算した場合、日本と韓国の被害が最も深刻である。（中国知識産権報 12 月 13 日）

★★★9. 浙江省でニセ CASIO 腕時計の取締り★★★

浙江省義烏市の工商行政管理局は 11 月 20 日、日本カシオ社の登録商標の模倣の疑いのある製品を製造販売していた腕時計工場を摘発した。摘発時、この工場は 200 人以上の作業員が CASIO の登録商標を付したデジタル腕時計を製造中であった。これらの製品はカシオ社の正式な授権を経ず、無断で生産されていたものである。摘発の過程で、侵害の疑いのある CASIO 腕時計製品は、完成品・半完成品を含め 2.2 万個が取り押さえられた。また、同工場の販売部で押収されたニセ腕時計は 6300 個にのぼり、その市場価値は 20 万元に相当するという。（中国知識産権報 12 月 13 日）

★★★10. 100 日間のニセモノ取締り活動で著しい成果★★★

11 月 20 日から展開されている 100 日間のニセモノ取締り連合キャンペーンにより、横行している模倣・粗悪製品が摘発され、またニセモノ製品の新しい特徴が明らかにされた。国家質量検閲監督総局によると、キャンペーン開始時以降に取り押さえられたニセモノ・粗悪製品の市場価値は 2.3 億元にのぼり、摘発された製造拠点は 1090 件であった。また立件された案件は 1.3 万件、うち司法機関に移送されたものは 13 件であった。（中国質量報 12 月 12 日）

★★★ 1 1. 石家荘で特許模倣行為の取締りを奨励★★★

特許市場の浄化を図り、特許製品の製造、販売及び消費者の合法的權益を保護し、また幅広い市民の知的財産権保護の意識を高めるため、石家荘市特許管理局は特許侵害行為の通報を奨励する弁法をまもなく施行する見通しである。同弁法においては、特許管理局及びその担当者の負う通報者の秘密を守る義務も規定される見込みである。(中国知識産権報 12月11日)

★★★ 1 2. 「傍名牌」も商標侵害★★★

「傍名牌」とは、故意に著名ブランドの登録商標を外国や香港などの企業名称として登記し、国内企業に授権する形でその著名ブランド製品の製造販売を行う模倣行為を指す。「傍名牌」企業により授権された国内の製造販売企業の中には、自社の登録商標を有するにも関わらず、自社製品にその商標を付さず、生産会社の名称のみを表記し、ブランド製品のように見せかけて販売する企業もある。国内の工商機関は直接「傍名牌」企業の登記を変更できないため、このような登記企業名称は権利者がその登記地に赴き訴訟により解決しなければならない。しかしながら、国家工商総局の担当者の話によると、このような「傍名牌」問題は中国の知的財産権保護体制下においても解決が可能であり、商標権者が一旦工商機関にクレームを提出すれば、工商機関は商標侵害行為に対して取調べを行うことができるという。(法制日報 12月1日)

★★★ 1 3. 「中国科学院」の名義を商品上に盗用★★★

河南省新郷市の質量技術監督局は、市郊外で非法に「中国科学院」の名称をあしらったストーブを製造していた工場を摘発した。この工場は“中科陽光”の商標を合法的に授権した企業であるが、製造する商品に「中国科学院熱物理研究所」に隷属する企業であるような表記を付し、かつ工場の住所を中国科学院工程熱物理研究所の住所である「北京市中関村路 11 号」と偽って記していた。中国科学院工程熱物理研究所の担当者によると、「中国科学院熱物理研究所」という言い方はなく、この企業とは何の隷属関係もないという。同担当者はこれを非常に卑劣な模倣行為であると見ている。(中国質量報 11月19日)

★★★ 1 4. ニセモノ製造販売者、取材記者に暴行★★★

12月7日午後、中央電視台の記者が湖南省寧郷県の某市場にて隠し撮りにより取材を行った際、市場内の 200 人以上の個人経営者らから暴行を受けた。この記者は同地で「新聞 30 分」の番組のため、ニセモノ“酒鬼”製品の取材を行っていた際、200 人の個人経営者らから暴行を加えられたものである。この事件の発生後、寧郷県政府は負傷した記者らを病院に送り、かつ専門グループを組織して、12月10日から事件の起きた市場に対して集中的な整頓を行い、法による処理を実施した。伝えによると、暴行の主謀者らはすでに刑事拘留されているという。(中国質量報 12月10日)

中国司法行政関連

★★★ 1. 北京市高級人民法院、涉外ドメインネーム紛争案 6 件の二審判決★★★

先日、北京市高級人民法院は、涉外ドメインネーム紛争案 6 件の第二審の裁決を行った。そのうち、オランダ Cartier 社、米 P&G 社、オランダ Ikea 社がそれぞれ国網公司を訴えた不正競争案につき、二審法院は一審判決を取り消し、“Cartier”、“Whisper”、“Ikea”の著名商標に対する認定を変更すると同時に、国網公司に権利侵害行為を停止し、判決発効後の 10 日以内にその登録した“cartier.com.cn”、“whisper.com.cn”、“ikea.com.cn”のドメインネームを取り消すよう命じた。ここで注目すべきなのは、具体的案件における著名商標の認定は、当事者の請求を受けた法院が行うべきとされたことである。当事者の請求がなければ、法院は自動的に著名商標の認定を行うことができない。また、米 Tide 社と北京天地電子グループの上訴案に対し、二審法院は、一審判決を取り消し、北京天地電子グループの登録した“tide.com.cn”は合法、有効なドメインネームであり、米 Tide 社の訴えを棄却する終審判決を下した。さらに、米 DuPont 社と国網公司の上訴案につき、二審法院は上訴を棄却し、一審判決を支持する終審判決を下し、国網公司に原告への賠償と問題のドメインネームの取消しを命じた。一方、米ファイザー社が“Viagra”の商標侵害につき深セン万用信息網有限公司を訴えた商標権侵害案においては、法院は原告の上訴取下げの申立てを受理した。(電子知識産権 2001 年 12 月)

★★★ 2. 北京第二中級人民法院、ドメインネーム紛争案 11 件を審理★★★

北京市第二中級人民法院はドメインネーム紛争案 11 件を審理し、いずれもドメインネームの悪意的登録者敗訴の裁決を下した。法院は、判決発効日から 10 日以内に紛争に係るドメインネームを取り消すと同時に、原告に相応の損害賠償を行うよう命ずる判決を下した。今回の審理において、法院は異論のあった著名商標の司法認定問題に対しては判決を回避した。法院は判決文においてもこれらドメインネームを著名商標と認定することを避け、具体的案件の事由に応じて「公衆に知られる」、「比較的高い知名度を有する」等の文言を代わりに使用した。(電子知識産権 2001 年 12 月)

★★★ 3. 米 AOL 社、ドメインネーム紛争案を法院に提訴★★★

2000 年初、米 AOL 社は中国インターネット情報センターにドメインネーム“aol.com.cn”の登録を申請したが、検索の結果同ドメインネームがすでに温州市森馬ネットワーク技術有限公司により登録されていたことが発覚した。先日米 AOL 社は法院に提訴し、被告に対し権利侵害行為の即刻停止、公開謝罪、及び 5 万元の損害賠償を請求した。(電子知識産権 2001 年 12 月)

★★★ 4. 三菱電機、二つの案件で 4000 万元余りの賠償金を勝ち取る★★★

12 月 5 日、北京市高級人民法院は、日本三菱電機株式会社が北京京電冷凍設備有限公司、北京京菱エアコン電器有限公司、北京新運京電エアコン販売有限公司を商標権の侵害で訴えた案件、及び日本三菱電機株式会社が北京京電冷凍設備有限公司、北京京菱エアコン電器有限公司、北京京海実業総公司を技術契約の紛争で訴えた案件の一審審理を終結した。三菱電機社は両方の案件で勝訴し、商標権侵害案において 50 万元、技術契約紛争案においては 4570 万元の賠償金を勝ち取った。(中国知識産権報 12 月 13 日)

★★★5. 北京第一中級人民法院、意匠権の無効に関わる行政裁判を初めて受理★★★

先日、北京市第一中級人民法院は「特許法」修正後初めての意匠権の無効に関わる行政紛争案を受理した。原告は、国家知識産権局特許再審委員会の行った意匠権無効宣告の決定は、事実認定が明らかでなく、法律適用にも誤りがあり、法定手続きにも違反していると主張し、特許再審委員会の第 3426 号無効宣告審査決定書を取り消し、原告の 96306337.5 号意匠権を依然有効とするよう法院に請求した。本案は「特許法」修正後に法院が初めて受理した意匠権の無効に関する行政紛争である。(電子知識産権 2001 年 12 月)

★★★6. 「千禧龍」商標紛争案で日本オリンパス社敗訴★★★

商標権侵害につき国内企業が外商投資企業を訴えた全国初の案件について、先日北京市高級人民法院が一審判決を下した。江蘇省徐州漢都実業発展公司の“千禧龍”商標を侵害した日本オリンパス光学工業株式会社は敗訴した。法院は、オリンパス社に対し、“千禧龍”登録商標専用権の侵害行為を停止し、徐州漢都実業発展公司に対して経済損害 25 万元を賠償し、かつ登録商標専用権侵害につき“人民日報”の紙面で公開謝罪を行うよう命じた。(中国質量報 12 月 5 日)

★★★7. 内モンゴルの法院、初めて植物品種に関わる侵害紛争を審理★★★

先日呼和浩特市中級人民法院は、山東省登海種業有限公司が山東省萊州市農業科学院研究所に対し提起した登海 9 号(玉蜀黍)の植物新品種権利侵害紛争案を審理した。同件の審理はまだ継続中である。(中国知識産権報 12 月 3 日)

★★★8. 「侵害行為停止命令よりも和解を」上海第二中級法院の研究報告★★★

知的財産権関連の案件の審理において、権利者の合法的な權益を確実に保護し、科学技術の発展を積極的に促進できるような解決方法について、上海第二中級人民法院は最近、有意義な研究を行った。同法院は今年 1 月から 10 月までに審理された 186 件の知的財産権関連案件のうち、調停或いは和解により解決された案件がその 3 分の 1 を占め、またこれら案件の方がより良い法的効果を上げ、社会公益に対しても貢献をしていることが明らかになった。「侵害」即ち有罪という審理では、権利者が適切な賠償を得られない可能性もある。また侵害行為の停止命令を簡単に行うだけでは、先進的な技術の普及と応用が妨げられることにもなりかねない。同法院は、これらの社会公益と権利者の權益を考慮し、特許権者が侵害者に対して特許技術の使用を許可し、侵害者も適当なロイヤルティーを支払うという調停協議による解決方法を促進すべきとコメントしている。(中国知識産権報 12 月 17 日)

★★★9. 訴訟前の差止め命令により権利侵害行為を停止★★★

上海市第二中級人民法院は、修正後の著作権法及び特許法に規定される“訴訟前の仮処分”条項に依拠し、初めて訴訟前の知識財産権侵害停止申請を受理した。

天友保健器材有限公司は、2000 年に江蘇省著作権局に対し同社製品である循環器の説明書につき著作権登記を申請し、同社の法定代表者馮氏が同製品の意匠特許権を取得した。今年 7 月、天友公司与馮氏は、上海新世界有限公司が販売し、福州三優電子有限公司と北

京万家喜商貿有限公司が共同で生産した“三優”ブランドの循環器が馮氏の意匠特許権を侵害するものであり、かつ、“三優”の説明書も同製品の説明書を剽窃したものであることを発見した。そのため、天友公司及び馮氏はそれぞれ法院に対し、福建三優公司、北京万家喜公司及び上海新世界公司の“三優”循環器の生産、販売の停止、及び“三優”製品説明書の印刷・発行の停止を命じるよう申し立てると同時に、その特許権及び著作権の侵害につき法院に訴訟を提起し、被告の権利侵害の停止と経済損失の賠償を求めた。(法制日報 12月3日)

その他 I P R 関連

★★★ 1. 中国初の 3D 商標の登録が出願される★★★

12月3日、国家商標局は中国で初めての立体による商標登録の出願申請を受理した。これは北京徳高尼文化芸術発展有限公司が登録を出願した DEGONEY の文字及び“M”字をあしらった立体図案によるものである。(法制日報 12月4日)

★★★ 2. 対外貿易経済協力部、WTO 加盟後の知的財産権の重視を強調★★★

11月26日、対外経済貿易部は北京において WTO 加盟後の最初の記者会見を行い、経貿部で長期にわたり WTO 加盟交渉に関わった担当者らが記者の質問に答えた。その中で知的財産権関連の質問に対し、経貿部条約法規司司長は、昨年より中国は国内の法律法規に対し全面的な整理を行ってきたが、特に知的財産権方面の立法に重点を置き、3つの主要な法律である特許法、商標法、著作権法については WTO の要求及び WTO 加盟の承諾に基づきすでに修正が完了していると述べた。また同司長は、TRIPs 協定は WTO の重要な構成部分であり、中国の知的財産権方面の立法は現在ほとんど TRIPs 協定の基準を満たしており、これにより中国はより真剣にこれらの法律を執行し、この面における紛争の発生を回避する義務を負うことになると強調した。(中国知識産権報 12月3日)

★★★ 3. 石家荘、百萬元の基金を設立し特許出願を奨励★★★

特許出願と特許技術の実施を奨励し、特許技術の産業化を促進するため、石家荘市は 100 萬元の特許基金を設立した。今年設立以来、すでに 40 以上の項目の中から 15 の項目が選ばれ、特許実施の支援として同基金より 70 萬元に達する資金が与えられた。これらの項目はすべて実施されている。(中国知識産権報 12月11日)

★★★ 4. 北京海賊版の被害、学生の手で抑止★★★

北京市の小学校から大学までの学生に「著作権保護の普及ガイドブック」が配布され、「ソフトウェアの原本を保護し、海賊版ソフトウェアを抑止する」ことをテーマにした普及教育活動が、北京市の小学校から大学までの学校において展開されている。専門家の分析によると、海賊版の取締りには、まずその根源を塞ぎ、流通市場を整備し、普及教育のレベルを高め、特に“朝陽時代”の青少年を知的財産権普及教育の重要な対象とすることが重要であるという。(中国知識産権報 12月6日)

★★★ 5. 商標登録出願件数、中国昨年に続き世界のトップに★★★

昨年引き続き、中国商標登録の出願数及び登録数が世界第一位となる見込みである。今年10月26日、中国の今年の商標登録出願数はすでに19万4300件に達し、その間登録された商標は15万5600件であった。1999年、中国は商標の出願数においてトップとなり、2000年には出願数、登録数ともに第一位の座を獲得した。関係者は、今年も日本、アメリカなどの商標大国を大きく凌ぎ、出願数、登録数の両方で世界トップになるだろうと話している。(中国知識産権報12月13日)

★★★6. 日中企業の知的財産権管理に関するシンポジウム、昆明で開催★★★

国家知識産権局、雲南省科学技術庁、雲南省知的財産権局、日本貿易振興会、日中経済協会及び慶應義塾大学は、昆明にて共同で日中企業知的財産権管理シンポジウムを開催した。日本の松下電工、ダイキン工業及び知的財産権管理の専門家らは日本企業の知的財産権管理状況について紹介を行った。雲南省の大・中企業、科学研究院、大学および関連部門からも、100人あまりの知的財産権関係者が同シンポジウムに参加した。(中国知識産権報12月19日)

JETROからのお知らせ

★★★1. 中国政府に対する模倣品取締り要請書の提出について★★★

来る12月25日、26日の両日、在中国日本商工会議所、日本国特許庁、在中国日本大使館の官民合同による中国政府への模倣品取締り要請を行います。

25日には国家経済貿易委員会及び国家工商行政管理総局に、26日には国家知識産権局に対して、日本企業の具体的被害事案(19社66件)をリストにして提出し、模倣業者の取締り要請を行う予定です。

11月から経済省・特許庁が産業界に対して現在の模倣被害実態と中国政府への要請書提出希望案件の有無を調査して取り纏め、在中国日本商工会議所、日本大使館との共同で提出することになったものですが、今回の提出は、本年1月15日、当時の「全国模造品排除キャンペーン」の事務局であった質量技術監督局への提出に続き、2回目となります。

★★★2. JETRO 中国日系企業模倣被害アンケート調査の結果まとまる★★★

中国に進出している日系企業3,256社に対してJETRO北京センターが実施したアンケート調査結果(回答数:672社)がまとまりました。

それによると、中国に進出した日系企業の54%が何らかのニセモノ被害を受けており、ニセモノ被害を受けている企業の内、売上損失が1億円以上とする企業は31%、半数の企業が「ニセモノ被害は悪化傾向」としている。また、ニセモノ被害を受けている企業の内、「疑惑あり」を含めると55%の企業が中国か外国への輸出被害があるとしている。

※結果の詳細をご覧になりたい方は、下記日中経済協会HPに近々掲載予定ですのでアクセスください。

★★★3. 在中国日本商工会議所 IPG / 1月会合★★★

2002年1月の在中国日本商工会議所IPG(JETRO模倣対策セミナー:共催)は、1月10日北京市内のスイス・ホテルにて開催されます。

今回は、特許庁長官と経済産業政策局長による私的研究会である「産業競争力と知的財産を考える研究会」にて取り纏められた「模倣品等知的財産権侵害品に対する対策の強化について【特別提言】」に関し、経済産業省知的財産権室小宮室長より講演を頂き、また在中国日系産業界との意見交換を行う予定となっています。

==== **China IP News Letter** =====

J E T R O 北京センター 知的財産権室

=====
発行人：JETRO 北京センター知的財産権室 室長 日高 賢治

このニュースレターは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています（記事末尾に出展の記載のないものは、JETRO 独自調査によるものです）。

配布の追加・停止等は、以下にアクセスお願いいたします。

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

また、中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、下記アドレス（日中経協知財室HP）にアクセス下さい。

<http://www.cnip.org>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail : post@cnip.org

Copyright 2001 Kenji Hidaka, all rights reserved
